

4熊情審第 10004-8 号
令和 5 年 3 月 2 2 日

熊取町長 藤原 敏司 様

熊取町情報公開審査会
会長 森口 佳樹

答申書

情報公開条例（平成 10 年条例第 28 号。以下「条例」という。）第 17 条の規定により、熊取町長（以下「実施機関」という。）から諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

実施機関は、令和 3 年 1 2 月 2 8 日付 3 熊保育第 2 2 4 2 号により行った、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定処分（以下「本件処分」という。）を取り消し、改めて公開決定等を行うべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 1 2 月 2 0 日に、実施機関に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

・町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務で熊取町が [REDACTED] から収集した虐待を受けた児童の個人情報に記載されている書類のうち、氏名（フルネーム）が記載された箇所は匿名加工され、名（下の名前）や年齢が記載された箇所は匿名加工されていないもの。

2 本件処分

実施機関は、本件公開請求に対し、条例第 9 条及び第 11 条の規定により、本件処分を行い、令和 3 年 1 2 月 2 8 日付 3 熊保育第 2 2 4 2 号で審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和 4 年 1 月 1 3 日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書、意見書及び補充意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す及び同条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、次の理由から本処分は不当であり、その取消し及び公開決定等を改めて求めるというものである。

- (1) 公開を請求した情報は、個人情報保護条例第7条第4項に規定される個人情報であり、町立保育所民営化移管先事業者選定事務（以下「選定事務」という。）における当該個人情報について、実施機関は個人情報取扱事務の目的を達成するために必要かつ不可欠と認めて収集し、応募事業者は応募書類として必要と判断し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づいて実施機関に当該個人情報を提出しているものと考えられる。両者とも法令に基づき適切に取り扱っている当該個人情報について、その存否を明らかにできないというのは不当である。
- (2) 令和2年10月19日付けで変更された選定事務に係る個人情報取扱事務登録簿において、「思想、進行、信条等」の欄に「その他」の項目にチェックがなされており、個人情報保護規則第4条の規定により届け出られた「本人以外からの個人情報収集届出書」にも「園児等の氏名等」の記載がある。
- (3) ■■■■■が発言した「熊取町は選定事務において、虐待を受けた児童の個人を収集しており個人情報取扱事務登録簿の「その他」の項目のチェック部分に該当する」との趣旨の音声を実施機関と審査請求人の双方の同意の元で双方が録音している。
- (4) 公開を請求した情報について、応募事業者は、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、適切に実施機関に提出している個人情報であるため、その存在を明らかにしても利益は害されないと考える。また、当該個人情報の本人に対し第三者に提供するにあたっての同意を得ているはずであるため、熊取町が当該個人情報を保有していることを明らかにしただけでは、特定の個人が識別される可能性もなく、本人の利益についても害されないと考える。

3 実施機関の弁明に対する反論

- (1) 情報公開を求めた情報は、応募事業者を審査するために必要なものであると町は主張している。よって、選定事務で、虐待を受けた児童の姓や年齢は審査上必要ないが、兄弟の名やその兄弟が通う保育所の名称等の個人情報は審査をする上で必要不可欠であるとの説明が具体的に必要である。つまり、熊取町が個人情報保護条例第7条第4項に該当する個人情報のこういった情報を応募事業者に提出するよう求めたのか具体的に説明する必要がある。
- (2) 仮に当該情報は熊取町が応募事業者に提出を求めている個人情報であった場合、当該情報は収集してはいけない個人情報となるため、町は当該情報を保有しているはずがない。保有していなければ、情報不存在の決定がなされるのが当然である。それどころか、当該情報に対して情報存否不応答の決定をすることにより、■■■■■が当該情報を町に提出した可能性が残り、これは■■■■■の保護される利益が害されることにつながるため、町は安易に存否不応答の決定をなすべきではなく、適切に情報不存在の決定をなすべきである。
- (3) また、当該情報は、町が応募事業者に提出を求めている個人情報の範囲に入るのであれば、当該情報が選定事務で必要不可欠な個人情報である理由を具体的に説明しなければ、町の個人情報の取扱いに対する住民の不信感につながる恐れがある。
- (4) よって上述の内容を明確にした上で、当該情報の公開を求めた請求に対してなされた存否不応答の決定について、条例第9条の適用がなされるべきか否かを審議すべきである。

(補充意見書より)

(5) ■■■■■の虐待等が疑われる子どもの早期発見とその対応のノウハウはすでに公開されている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、存否不応答決定通知書、諮問書、審査請求に対する理由説明書及び補充理由説明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件処分は、妥当であるとの裁決を求める。

2 審査請求に対する弁明

- (1) 当該情報は、児童の虐待といった、極めて繊細な個人情報であり、一般には存在自体も知られたくないものであることから、その取扱いには慎重かつ厳格に行うべきものである。
- (2) 請求にいう個人情報は、虐待を受けた児童に関する個人情報であり、個人にとってそれらの情報は、存在の有無自体が一般に他人には知られたくない情報である。
- (3) 仮に部分公開又は非公開とすれば、■■■■■が運営する保育所等の在園児で虐待を受けた児童の虐待に関する情報を公表することになり、また、■■■■■が運営する保育所等の在園児に虐待を受けた児童がいることを肯定し公表することになり、前述のとおり個人が一般に知られられたいくない事実を公にしてしまうため、その存在自体を回答すべきではないとした。
- (4) 情報の性質を勘案すると、適切に収集しているからといって存否を明らかにできるものではなく、それぞれ別の観点で判断すべきであり、当該情報の内容はもとより、存否自体の公開についても、消極的に取り扱うべきものを考える。
- (5) 児童本人の利益についても、一般には存在自体も知られたくない情報であるため、存否を公開すると、そのような児童が■■■■■が運営する保育所等に在園することを肯定・公表することになり、本人の平穏かつ安心した保育を享受する利益を損なう恐れがある。
- (6) なお、第2242号の請求内容では、■■■■■が運営する保育所等に在園する虐待を受けた児童に関して、フルネームは匿名加工され、名(下の名前)や年齢は匿名加工されていない、といった不自然に具体的かつ詳細な請求内容となっているが、当該情報はこれまで公開等を行ったことがないにもかかわらず、委員会の委員でもない審査請求人がいかにも請求に係る情報の内容を事前に認識しているかのような請求内容になっていることは、はなはだ不可思議であり、疑義を感じざるを得ないことを申し添える。

(補充理由説明書より)

- (7) 民営化移管先事業者の選定においては、審査の視点として、虐待等が疑われる子どもの早期発見と適切な対応を行うものになっているか、を掲げ、事業計画書では、虐待等が疑われる子どもへの対応を問うことに対する中で存在するものである。
- (8) 前述の対応については、■■■■■のノウハウ、企業秘密であり、存在自体を明かすことで、当該ノウハウの取得が危惧されるなど、■■■■■の事業活動上の正当な利益や競争上の地位を害するおそれがあるため、条例第6条により保護されるべき利益が同条に掲げる非公開の情報を公開した場合と同様に害されることとなることから、存否不応答としたもの。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、条例第1条で定めるように、住民の知る権利の保障と公正で開かれた町政を推進するとともに、町の住民に対する説明責任を果たすことにより、住民と町との信頼関係を深め、もって地方自治の本旨に即した住民主体の町政を実現することを目的とする。

したがって、条例の解釈及び運用は、条例第3条で明記するように、情報の公開を請求する住民の権利を十分保障する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、条例第6条及び第7条において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。

また、条例第9条において、公開請求に係る公文書の存否を答えるだけで、条例第6条及び第7条に該当する情報を公開することとなる場合には、当該公開請求を拒否することができる旨規定している。もちろん、これらの規定の趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する住民の権利を十分に尊重する見地から、公開するか否かの判断を厳正にしなければならない。

2 争点について

条例第9条の規定により、当該公開の請求に係る情報が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、条例第6条及び第7条の規定により保護される利益が同条に掲げる非公開の情報を公開した場合と同様に害されることとなるかが争点である。

3 本件処分の妥当性について

審査会において、「 」の応募書類を確認したところ、存否を答えるだけで保護されるべき利益が公開された場合と同様に害されるとは認められないため、本件処分を取り消し、改めて公開決定等を行うべきである。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年1月20日 諮問書の受理
- ② 令和4年2月 4日 理由説明書の写しを受理
- ③ 令和4年2月25日 審査請求人から意見書の受理
- ④ 令和4年3月30日 審議（審査請求人、実施機関の口頭意見陳述）
- ⑤ 令和4年4月14日 補充説明書の受理
- ⑥ 令和4年5月 9日 補充意見書の受理
- ⑦ 令和4年6月10日 審議
- ⑧ 令和4年8月25日 審議
- ⑨ 令和5年3月22日 実施機関へ答申

第7 審査会委員

実施機関の諮問を受けて審査を行った審査会委員は、以下のとおりである。

氏 名	役 職 名	備 考
森口 佳樹	大学教授	会長
西野 弘一	弁護士	副会長
清弘 正子	大学准教授	
栗飯原 和宣	人権協会会長	
橋本 匡弘	弁護士	